

成できる部分も多く含まれておりますが、歳入において先ほどの議案第百二号の反対討論においても述べましたように、本質的に賛成することのできない手数料の値上げ分二百二十万円も含まれております。又、委員会審議の中で、地方交付税の確定、税収の伸びなども含め、今後財源的にも余裕として一億円くらい出ることか明らかになりました。五十一年度の当初予算はきわめて市民に冷たい予算として編成されたことから見ても、この四号補正においては、これを十分カバーする内容を持った補正予算とすべきだと私は考えます。

以上のような点と指摘いたしました。非常に簡単ではありますが、反対討論といえます。

○議長(貫井喜代次君)

次に賛成者 五番 森田治男君。

(五番 森田治男君 登壇)

○五番(森田治男君)

議案第百十三号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算第

四号に対する賛成討論を行います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ四億五千二百七十六万円を追加して、歳入歳出予算の総額を七十一億四十三万六千円と定めようとするものでありまして、歳入にあって

は、譲渡所得による市民税、個人分の増加、税法改正による減額、評価がえによる固定資産税、都市計画税の増加、申告納付によるために増加した特別土地保有税、民生費としての老人医療費負担金、児童福祉費負担金等の国庫負担金及び国庫補助金、そして都支出金等の増加確定分でありまして、特に教育費の国庫補助金として歳入に組まれている一、二小及び一、二中の温度保持事業に対する補助金の獲得については特筆に価するものがあると思います。

歳出にあつては、本議会において条例改正を行いました児童育成手当、あるいは老人福祉手当、さらに重度心身障害者福祉手当等の予算が弱者救済という観点から適切に組み込まれ、さらに建設事業として市道改良工事、緑地整備費、一、二小及び一、二中の温度保持工事費、及び二小増築工事費追加分、市民待望の市民会館の固定費及びどん張のための予算、加美平グラウンドの整備工事費等、当初予算で組み込めきれなかった生活必需品予算であると思えます。

本補正予算を否決するようなことになれば、弱者救済はおろか、建築中の市民会館はいすなしでオープン、第二小学校の増築工事は中途半端でストップ、小中学校の温度保持工事はできず、石ころだらけの加美平グラウンドの整備もでき

ないなど、市民にとってまさに不便を来すばかりであります。心から市民のためを思い、市民サイドに立ち、真剣に市政に取り組むならば、総括的に見て本補正予算に反対する理由が見当たりません。(拍手) 私たちは市民にとって良かれと思って市政に取り組んでいるわけであり、市民の代弁者であるということも考慮すれば、反対者は市民のことなど全く考えず、市民にとって不便になるようなことを考えているとしか思えず、まさしく市民をないがしろにした、市民を愚弄した反対のための反対でしかないと思言できると思っています。

以上の理由によりまして、本補正予算が全会一致で可決するよう望みまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(貫井喜代次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第百十三号について起立により採決いたします。
本案について委員会報告とあり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立多数であります。よって議案第百十三号は委員会報告とあり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) これより十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十四分 休憩

午前十一時十六分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、すでに御配付してあります請願書中、一部削除されたい旨の届け出が
ありましたので、事務局長をして報告いたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一 請願書の一部削除について(別添参照)

○議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第七 議案第百十四号 昭和五十一年度福生市福生都

市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。
本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から

報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君 登壇)
○建設委員長(宇佐美良時君) 審査報告を申し上げます。

議案第百十四号 昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地画整理事業会計補正予算(第二号) なお本案につきましても審査報告書の朗読を省略させていただきます、補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

歳入は前年度からの繰越金と多摩河原の換地精算徴収金であり、歳出は加美平地区事業で公社に事業委託している委託料、又多摩河原の精算交付金等であるという説明を担当から受けた後、質疑に入りました。

加美平地区事業費の委託料二千四百万円の計算根拠は何か。又、最近の事業の進捗状況はどうなっているのか。多摩河原の換地精算はこれで終わったのか。又、保留地はあとどれくらい残っているか等の質疑に対しまして、委託料の関係については補償関係以外は公社への委託によって事業を実施しているが、五十一年度分の委託料は一億一千万円の予定であり、当初予算において一千五百万円計上

し、今回二千四百万円の補正で残金については今後補正したい。又、事業の進捗状況については、先般の裁判の際に、加美平地区の関係者から和解の申し入れがあり、今月二十日に和解に向かつての条件を取り決める裁判がある。事業は家屋移転のための道路造成にかかってもいいとの返事もいただき、好意的な話で仕事も進んでいる。多摩河原の精算金は一件九十二万円あり、保留地はないとの答弁がありました後、採決をいたしましたところ、全員異議なく原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定とおり御可決をいただきますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第百十四号については、討論を省略し、

委員会報告とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十四号昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算

第二号は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第八議案第百十五号 昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君 登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 審査報告を申し上げます。

議案第百十五号 昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号) 本案につきまして、審査報告書の朗読を省略をさせていただきます。補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書 朗読省略) 別添参照

歳入は多摩河原土地区画整理地内の下水道事業の受益者負担金等であり、歳出は公共下水道第一期事業の今年度分計上のための工事請負費、又、多摩川上流流域下水道事業の国庫補助金の減額に伴う負担金の減等であるとの説明を担当から受けた後、質疑に入りました。

実施設計委託料一千四百万円は何を基準にして出てきたのか。又、水道切りまわし工事が工事費でなく、委託料に入っているのはなぜか。市民会館横の市道第一〇六号線の排水管理設工事について質疑があり、委託料は五十一年度及び五十二年度施行予定の実施設計の分であり、これは都の委託の割合でお願いをしている。水道切りまわしの関係は、水道事業が都に一元化されているために、東京都に委託して施行するというところで委託料に入っている。市道第一〇六号線

の排水管は八高線の手前から牛浜グラウンドの前の通りまでである等の答弁があった後、採決をいたしましたところ、全員異議なく原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定とおり御可決をいただきますようお願いを申し上げます。説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十五号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の

動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百十五号

昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第九 議案第百十六号 市道路線の認定についてを

議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君 登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君)

審査報告を申し上げます。

議案第百十六号 市道路線の認定について、なお本案につきましても審査報告書の朗読については省略をさせていただきます、補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書 朗読省略)

別添参照

本案については、委員会開会冒頭、現地視察を行い審議に入りました。

この二路線はいずれも福東町会に所在する私道で、現在はじり道で生活道路としての用に供されているものであり、地域住民からの強い要望で、関係地主からの寄付によるものであります。

当委員会としましては、全員異議なく原案ごおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上まことに簡単でありますけれども、当委員会決定ごおり御可決をいただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十六号については、討論を省略し、委員会報告ごおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告ごおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十六号市道路線の認定については、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十議案第百十七号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君 登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 審査報告を申し上げます。

議案第百十七号市道路線の廃止について、なお審査報告書の朗読は省

略をさせていただき、補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書 朗読省略) 別添参照

本案につきまして現地視察をかわせて行いました。

この二路線はただいま可決されました議案第百十六号の認定路線と重複するものであり、路線の整理の必要性から廃止しようとするもので、当委員会といたしましては、全員異議なく原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上はなほた簡単でありますけれども、当委員会決定とおり御可決いただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十七号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十七号市

道路線の廃止については、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) この際日程第十一及び日程第十二の二案を一括して上程いたします。

日程第十一 議案第百十八号 中央幹線支線排水路新設工事(第一工区) 請負契約

日程第十二 議案第百十九号 中央幹線支線排水路新設工事(第二工区) 請負契約

以上二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君 登壇)

○企画財政課長(上野重勝君)

御指名をいただきましたので、議案第百十八号並びに議案第百十九号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第百十八号並びに百十九号ともに中央幹線支線排水路新設工事の第一工区及び第二工区の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の議決を経ようとするものでございます。

この中央幹線支線排水路新設工事第一、第二工区につきましては、中央幹線の富士見通りの坂上の一・三・一との交差点から一方通行のところを八高線の東福生の駅の方向に向かいます。さらに駅前のロータリーから左に曲がり、基地の西住宅地域の給水塔のところから基地内に入りまして、給水塔の西側まで至る総延長四百七十二メートル、管の径が一千五百ミリ、推進工法によって工事を施行するものでございまして、その第一工区につきましては、富士見通りの坂上から東福生の駅の方角に向いまして二百四十四メートル、市道幹二一二号線、都市下水路が通っている

道路までの工事でございますが、これにつきましては、別紙添付の資料のとおり八社を持ちまして入札実施をいたしましたところ、落札までに至りませんでしたので、最低入札者の東京都豊島区南池袋二丁目四十九番四号 佐田建設株式会社、東京支店と予定価格の金額一億三千三百万円をもって契約をしたものでございます。工期につきましては、契約確定の日から昭和五十二年二月二十八日までとなっております。

又、議案第百十九号につきましては第二工区でございまして、第一工区のところから基地までに至るところの残りの部分でございまして、その延長は二百二十七メートル、これにつきましては、資料に添付のとおり八社をもちまして入札を実施いたしましたところ、落札までに至りませんでしたので、最低の入札をいたしました東京都港区西新橋一丁目四番十二号 株式会社神崎組東京支店と予定金額の範囲内で九千二百二十万円をもって随意契約したものでございます。

以上簡単でございますが、提案理由並びに内容説明といたします。よろしく御審査の上、原案とおり御決定いただきますようお願いいたします。して終わります。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本二案について質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十八号及び議案第百十九号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本二案は原案どおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百十八号及び

議案第百十九号は、それぞれ原案どおり同意いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十三

議案第百二十号

飯称福生市本町地区学習

等供用施設建築工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君 登壇)

○企画財政課長(上野重勝君)

御指図をいたしますので、議案第百二十号

について提案理由の説明を申し上げます。

本案は飯称福生市本町地区学習等供用施設建築工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の議決を経ようとするものでございます。

この建築工事はすでに御案内と思いますが、地上三階、地下一階の建物を現在、在の商工会の事務所の所に建築しようとするものでございます。その総面積

は一千三百六十三平方メートルになります。そのうち今回本町地区学習等供用施設として建設いたしますものは地下と一階の部分であります。地下は会議室

控え室、書庫等で二百四・九六平方メートル、一階につきましては事務室、保育室、集會室、学習室等で三百七十三・九五平方メートル、あわせて五百七十八・九一平

賛成者
(村田)
議百十四
議百十五
議百十六
議百十七
議百十八
議百十九
議百二十
白五
議百十三
反対者
(松山)

方メートルというものを、今回建設しようとするものであります。なお、予定とい
たしましては、来年度に二階及び三階を建てる予定になっております。

この工事につきましては、別紙資料のとおり十社をもって入札をいたしました。こ
ろ、七千万円をもちまして、東京都千代田区富士見二丁目十番二十六号、前田建設
工業株式会社東京支店に落札をした次第でございます。なお、工期といましては、

しては、契約確定の日から昭和五十二年三月二十五日までとなっております。

なお、同時に、除湿温度保持工事につきましては、一千二百六十万円をもって日本
空衛熱字工業、給排水工事については、五百五十万円が桑林設備工業所、電

気工事につきましては、一千百万円をもって福生電業社がそれぞれ落札をいたしております。
以上簡単であります。提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番(関 米吉君) いまの課長の説明が早口で、ちやうどわからなかったか、そうす
ると付帯工事を含めてどのくらいになりますか。

○企画財政課長(上野重勝君) 全部あつて、ただいま説明申し上げました。

ものが九千八百六十五万円ということでございます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十号については、委員会付託及び
討論を省略し、原案のとおり同意されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は原案とおり同意されたい旨の動議が提
出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十号

は原案とおり同意いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十四 議案第百二十一号 仮称福生市熊川地区

学習等供用施設建築工事請負契約を議題といたします。

議百二十三
請四
開会中の
継続申出
議定事件の
継続調査
議百二十一
議百二十二